

平成28年第4回隠岐の島町議会会議録

開 会 (開議) 平成28年12月22日 (木) 9時30分 宣告

1. 出席議員

2番 池田 賢治	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	14番 池田 信博
4番 石橋 雄一	10番 石田 茂春	15番 福田 晃
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	16番 安部 和子
6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重	

1. 欠席議員

1番 西尾 幸太郎

8番 小野 昌士

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 池田 高世偉	農林水産課長 佐々木 千明
教 育 長 山本 和博	上下水道課長 田中 秀喜
総務課長 大庭 孝久	建設課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	大規模事業課長 河北 尚夫
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 八幡 哲
税務課長 池田 茂良	生涯学習課長 中林 眞
町民課長 名越 玲子	布施支所長 大上 一郎
福祉課長 長田 栄	五箇支所長 増原 和彦
保健課長 平田 芳春	都万支所長 春木 茂正
環境課長 藤川 芳人	企画財政課長補佐 石田 寛弥
観光課長 吉田 隆	総務課長補佐 野津 千秋
定住対策課長 鳥井 登	

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1. 傍聴者 1人

1. 議員提出議案の題目

発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

議事の経過

**○議長（高宮陽一）**

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時58分）

**日 程 第 1. 委 員 長 報 告**

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の、議第92号から議第96号及び議第101号から議第122号までの計27件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長：7番 齋藤幸廣 議員

**○7番（齋藤幸廣）**

総務教育民生常任委員会の審査報告をいたします。

委員会開催日は、11月1日、12月8日、9日、20日、21日の計5日間でした。

付託案件・審査結果は別紙のとおりですが、議第 92 号から議第 122 号までは全会一致で「可決」でありました。

付託案件の審査の中で、特に議論が集中したものについて、意見・指摘した事項などを報告します。

1. 平成 28 年度一般会計及び特別会計補正予算についてです。

「保健活動推進事業」の減額補正 362 万 9,000 円についてです。10 月 1 日付けで保健課から福祉課に保健師が 1 名異動したことに伴う補正であります。

9 月の委員会で、委員が質して保健師の異動の説明を受けました。委員会としては、「保健師業務の充実を図るべきと指摘してきたのに、地域包括支援センターのケアプラン作成件数が増えたとの理由で保健師をその任に充てるというのは安易すぎる。」「ケアマネジャーを充てるべきだし養成すべきである。」と強く指摘をしてきました。また、保健・福祉のあり方について改めて考え直すべきであると強く指摘をしていました。

委員から、「異動による支障はないのか。」の指摘に対して、「支障はなかったとは言えない。保健師を中心に職員全体で保健活動を何とか続けている。」「住民の顔をみて施策課題をみつけ実行していくのは当然だと考えている。」との答弁がありました。

また、「厚労省の指導指針によると、企業には年 2 回の従業員の定期健康診断が義務化され、保健課がそれに関わることにされていたがどうしているのか。」との指摘に対して、「検討しているが現役の時の生活習慣のせいで高齢となったときに不健康になる例が多いので、課として取組んでいかなければならない。」との答弁がありました。

委員からは「今の保健師の体制は無理だ。来年度は増員すべきではないか。」「指導指針では暮らしの現場を“見る・知る”家庭訪問が保健師の地域保健の重要業務として位置付けられている。保健課・福祉課・町民課でどう地域保健の連携を深めるか話し合いを続けていると前回報告を受けたが、課題は何か。」「専門職は再任用制度を使うべき」との指摘もありました。

保健課からは、課内全員でカバーしている。人員配置については、来年度には退職もあるし、要望をしていきたいと考えている。家庭訪問は保健師を始め他の専門職の大切な仕事と位置付けている。再任用は総務課と相談していきたい。3 課の連携を図るためには、国の指導指針では、それを統括する課長職クラスの人材を置く必要があり、現体制ではできないとの説明がありました。

委員会としては、町の保健事業を推進するには、保健課だけでは限界があり、町全体とし

て検討すべき課題であるとの認識に至りました。

次に、所管の調査事項について報告します。

「福祉移送サービス事業」について、現在、寝たきりの方、車いすの方の移送サービス事業者は、「ふれあい五箇」と「福祉タクシーさかえ」の2者が営業しています。「福祉タクシーさかえ」の車輛の更新が必要であるが、運行収入が少なく10月末で事業を止める意向でありました。利用者は、旧西郷町を中心に年間の延べ利用者数は、約2,600人です。

福祉課としては、町部に事業所があり、車いすを利用する方にとっては、なくてはならないサービスであるとして、関係者と協議を重ね、町と社会福祉協議会が運行継続の支援をすることを検討しているとの説明がありました。

支援の内容は、1. 町が夜間運行の支援を創設、2. 社会福祉協議会が車いす積載車輛を購入し事業所に無償貸し付けする、という方向で検討が進んでいるとのことでした。

委員からは、「タクシー事業者から申請があった場合はどうするのか。」「料金設定をタクシー料金並みにしてよいのではないか。」との指摘がありました。福祉課からは、陸運局の認定条件は介護福祉士の資格が必要、同事業者の同意が必要など、厳しい基準があり新規参入は生じない。また、利用料金については、利用者の生活実態をみると値上げは気の毒とのことでありました。

委員会としても、継続支援は必要であると考えに至りました。

「隠岐の島町いじめ防止基本方針」について、平成24年に大津市で起きたいじめ自殺事案をきっかけに国において、「いじめ防止対策推進法」が平成25年に成立しました。これにより隠岐の島町いじめ防止基本方針が策定されました。

教育委員会からは、関係機関との連携を図る「隠岐の島町いじめ問題対策連絡協議会」及び教育委員会の附属機関としての「隠岐の島町いじめ問題調査委員会」並びに、重大事案に対応する「隠岐の島町いじめ問題検証委員会」の設置などについて説明を受けました。

委員からは、「いじめがあった時、学校現場の教職員がすぐ対応すること。そのための組織を立ち上げ、意識改革を図ることが大切である。」「生徒自らがいじめ防止にどう取り組んでいるのか、審議会は何回開催されたのか。」などの指摘がありました。

教育長からは、「学校長の経営力が問われている。いじめ事案が発生した時には、校長、教頭に学校全体で取り組むよう指導助言している。各学校では、担任の指導のもと学級で生徒たちが話し合いをしている。」などの答弁がありました。また、基本方針は教育委員会で策定し、委員からは1回意見を聴取したとの答弁がありました。

委員会としては、早期発見が大切であり学校関係者だけでなく、登下校を見守っている地域の方々の協力をお願いするよう指摘をしました。

所管の調査事項については、引き続き調査を行います。

以上で、総務教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

## ○議長（高宮陽一）

次に、産業建設常任委員長：3番 安部大助 議員

## ○3番（安部大助）

それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

委員会開催日は、12月8日、9日、20日、21日の4日間開催しました。

付託案件については、別紙付託表のとおり全会一致で「可決」といたしました。

平成28年度一般会計補正予算（第3号）及び条例改正の審査において特に議論があったこと、意見、指摘した事項などについて報告いたします。

最初に、土木費の「黒田団地整備事業」についてであります。

この事業は旧高田会館を撤去し同敷地内に新しく町営住宅を建設する事業であります。今回、建物の調査を行った際、発がん性の高いアスベストがあることが分かり、その処理を行うために1,000万円の増額補正がされました。総括質疑を受け、建設課に対し改めて積算根拠を確認したところ、アスベスト処理費に関しては基準となる単価がないことや予算提出期限が迫っていたことから1社の見積もりを参考に予算化したとの説明がありました。

委員からは「町として積算根拠をしっかりと調査した上で予算計上し、詳細に説明すべきだ。」との意見がありました。建設課からは、今後は早めに段取りを行っていききたいとの答弁がありました。

委員会としては、今回のような特殊性がある工事が想定された場合には早めに調査を行い、事業提案を行うよう指摘しました。

次に、「上下水道事業給水条例の一部改正する条例」についてであります。

平成29年3月末までに、上水道から10km以内の簡易水道は上水道と統合するよう国の方針が示され、上水道事業としての独立採算をとらなくてはならないことから料金改正を行う必要性があるとの説明がありました。

委員会としては、今回の改正は国の方針に沿ったものであり、値上げをせざるを得ないと判断した上で、今後、住民に対してその理由も含めしっかりと説明、周知するよう指摘しました。

次に、所管の調査事項について報告いたします。

最初に、「庁舎整備」についてであります。

大規模事業課より、新庁舎建設の位置についての説明がありました。

町の方針としては庁舎整備検討委員会の中間報告に沿うかたちで、西郷浄化センターの隣を建設予定地とし、今後は設計業者をプロポーザルで2月末までに決定し、1月に広報による周知、2月に位置変更条例の提案を予定しているとのことでした。

委員からは、「西郷浄化センター敷地の空きスペースを駐車場にするとの説明だが、『西郷公共下水整備計画』の変更について議会に説明をすべきだ。」「位置変更条例を採決する前に建設予定地の広報周知を行うことに問題はないか。」「設計や建設などに島内業者が参加できるようにすべきだ。」などの意見がありました。

大規模事業課からは、浄化センターの使用については、計画の変更も含め上下水道課や県と連携して進めていくこと、そして、島内業者参加については前町長時代からそのような指示もあり、努力していきたいとの答弁がありました。

委員会としては、本町の財政状況を考慮しながら、庁舎の利便性や規模については住民目線で進めていくように指摘しました。また、庁舎建設にあたっては島内業者がしっかり参加できるように対応していくよう再度指摘しました。

次に、「市街地整備」についてであります。

委員会としては、今後行う予定のワークショップについて、団体の代表者だけでなく、より多くの地域住民の方々を巻き込んで行うこと、また市街地整備事業と庁舎整備事業がスムーズに進められるよう、他の課との連携強化はもちろん、大規模事業課の組織拡充の必要性についても指摘しました。

次に、「株式会社あいらんどの運営」についてであります。

観光課より「あいらんど運営検討委員会」の検討結果の報告があり、株式会社共立メンテナンスとの契約、株式会社あいらんどが抱える累積債務、現在勤務されている正社員の雇用、株式会社あいらんどの運営など6項目について説明がありました。

委員からは「今までの観光施策について考え直す時期にきているのではないか。」「悪化した要因と改善策をしっかりと示すべきだ。」「来年度の運転資金は確保しているのか。」などの質疑がありました。

観光課からは、あいらんどの運営や観光施策に対する問題や課題については今後協議していきたいとの答弁がありました。また、町としての最終的な方針決定は運営検討委員会の結

果を踏まえ、来年の2月頃を目途に決定するとのことでした。

委員会としては、筆頭株主でもある町の責任と、血税での負担をした場合の住民への説明責任についてもしっかり協議を行い、委員会へ報告するよう指摘をしました。

最後に、「隠岐の島町の施策課題に対するための決議」への取組みについてであります。

当委員会が担当する所管課の中で特に農林水産業の振興や観光振興、雇用創出の推進などは業務範囲も広く、行政が主導となって進めてきた事業が多くあります。そのため担当課での過度な業務量に加え、行政だけでは効果が求めにくくなっている事業も出てきています。今後は事業のスリム化を図っていくとともに、より事業の効果を生むために、民間との連携や民間の活用を含め、各事業を進めていくよう各担当課に指摘しました。

調査事項である「まちづくり対策事業に関する調査」「地域産業の振興に関する調査」は、閉会中も引き続き、調査研究してまいります。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

## ○議長（高宮陽一）

以上で、「委員長報告」を終わります。

## 日 程 第 2. 特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会と議会活性化特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会及び議会活性化特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

始めに、竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：12番 米澤壽重 議員

## ○12番（米澤壽重）

竹島対策特別委員会より中間報告を行います。

当委員会は、議会会期中の12月15日に委員会を開催し、調査研究をしてまいりましたの

で報告いたします。

11月9日には当委員会が要望活動などにより、粘り強く開催を求めていた念願の三度目の東京集会在開催されました。今回も永田町の憲政記念館を会場とし、隠岐島から19名の参加者の他、国会議員、政府関係者らを含め314名が出席し開催されました。

竹島問題の早期解決を求める特別決議は過去2回の集会と異なり、本町が一貫して要望している国直轄の啓発施設の隠岐の島町への設置や客観的調査研究を行うための第三者研究機関の整備などを具体的に求め、その実現に向け強く要望することとなりました。

また、今年8月に慰安婦問題の解決に向けた両国政府の合意に基づいて、10億円の支出が決定されたところでありますが、その直後の韓国の複数の国会議員による竹島上陸は極めて愚かな行為であり、遺憾であります。

今回の東京集会では、今年7月25日、8月15日に相次いで竹島に上陸した国会議員に対し、公開質問状を送り厳重に抗議することとなりました。公開質問状は7項目にわたり具体的に回答を求める内容となっており、どのような歴史的事実や国際法の適切な解釈に基づいて上陸したのか、直接説明を求めるものであります。委員からは「公開質問状の送付は画期的で評価できるが、回答の有無などその後の追跡調査も必要である。」との意見や、「現状の東京集会では参加者も限定され、集会そのものが形骸化するおそれがあり、屋外の開催を検討すべきである。」などの意見がありました。

12月1日には、久見竹島歴史館において竹島対策隠岐圏域議員連盟総会が開催され、「竹島学習の10年」と題し、常角敏西郷中学校校長を講師として招き、研修会が実施されました。共通の領土問題を抱える根室市との交流学习や、副教材「ふるさと隠岐」を活用し、正しい歴史的事実に基づいた領土教育の実践に取り組んでいます。竹島学習を進める上で陥ってはならない注意事項は、一方的な感情論、事実に基づかない議論や武力による強力な解決策は一切認めないとし、国際人として国際社会を生きる日本人の育成を目指しています。

領土教育に関しては、平成26年10月の「教職員等のセミナー」に続き今年10月に全国の教育委員会・高校を担当する指導主事や教員を対象とした領土・主権に関するセミナーが松江北高で開催され、本町の久見竹島歴史館など竹島関連施設への視察がありました。本町における領土教育は「竹島の日」制定を機に気運が高まり、飛躍的に取り組みが進められてきました。次世代を担う子どもたちに歴史的事実や国際法に基づく正しい知識の理解を深めさせ、良識的な判断による平和的解決を求めなければなりません。本町が培ってきた先進的な領土教育の実践を本町のみにも留めることなく、あらゆる機会をとらえ全国に向け積極的に発信し、



学校教育における領土教育の充実に努めるべきであります。

なお、所管の調査事項については、議会閉会中も調査・研究を進めてまいります。

以上、竹島対策特別委員会の中間報告といたします。

### ○議長（高宮陽一）

次に、議会活性化特別委員長の発言を許します。

議会活性化特別委員長：6番 平田文夫 議員

### ○6番（平田文夫）

議会活性化特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は、9月定例会の21日、休会中の11月2日、今定例会の15日に開催いたしました。

今後の議会を活性化させるための対策について意見交換を行い、まず、一般質問の対面式の導入をとの意見があり先進地議会の例を調査し、12月定例会より試行的に町長や町の幹部と対面して行うことを決定しました。また、答弁を除き30分だった質問時間も答弁も含めて1時間に延ばし、議員が満足しないまま質問が終わることをなくし、定例会において住民の関心度が一番高いのは「一般質問」であり、本町議会では住民に分かりやすい議会を目指す方策の一つとして、またメリットも考慮し、議会運営委員会に報告し了解を得て、全員協議会で皆さんに報告し、今定例会で実施し、成功裡に無事終わったと思っております。

次に、行政視察について報告します。

近い将来必ず取組む時がくると予想されるタブレットの導入について、先進地である鳥取県日野郡日南町を11月16日に視察いたしました。

参加者は、委員長平田文夫、副委員長池田賢治、委員の安部大助、安部和子、議長の高宮陽一、事務局長野津浩一、欠席者は小野昌士、西尾幸太郎でございます。

執行部からは、総務課広報広聴係の井上朋張課長補佐、木村武司企画幹であります。

日南町は、東西に25km、南北に23kmという広がりを持ち、総面積340,96K m<sup>2</sup>、総人口は、10月1日現在4,637人、議員定数は12人です。

対応者は、企画課主任の手島孝夫氏、副町長の中村英明、議長の村上正弘氏、議会事務局長の岩崎昭男氏であります。

タブレットを導入する議会が少しずつ増えてきている今日、導入効果はペーパーレス化による経費削減に注目されているが、先進事例を聞くとその他の効果の方が高いと言います。理解度がより深まること、議員同士の連絡、議会事務局や行政からの連絡が簡単に効率的に

なることの方がはるかに効果としては高い。議員のワークスタイルを変革ができるとの説明でした。

最新情報を共有できるということは、資料などをいつでも配付できることで、導入していない議会では、議員に郵送したり議員に直接手渡したりするケースが多くあり、手間とスピードに課題が残されております。町政に大きな問題が起きた時には、これでは対応できない課題もあるそうであります。

これまでは、聞いた、聞いていない、知らせていない、知らせる時間がなかった、など議員と行政の間でトラブルの原因になることがあり、また、聞いたことを、覚えている議員、覚えていない議員など、議員間での意思疎通が課題となる例もあり、タブレットを導入し、データをクラウド化することで、このようなことも防げたそうであります。導入に当たっては、議員皆さんの対応次第と感じました。

日南町議会は、要綱を定め、議会と町民の意見交換会を実施しております。

要綱の目的は、日南町議会報告会の実施に関し必要な事項を定めるものとする、であります。本町議会も住民の皆さんの信頼を得るには将来的には、検討に値すると感じました。

次に、12月6日に隠岐の島町経済六団体から提出され、皆さんに配付した「議員定数削減の要望書」については、委員会で調査し、議会運営委員会の皆さんに報告し、全員協議会で説明する手続きを踏まえ、3月定例会で報告したいと思っております。

以上で、議会活性化特別委員会の中間報告を終わります。

なお、所管の調査事項については、議会閉会中も調査・検討を進めてまいります。

### ○議長（高宮陽一）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終わります。

### 日 程 第 3. 討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の議第92号「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」から、議第96号「隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例」及び議第101号「指定管理者の指定について〔西郷港埠頭立体駐車場〕」から同意第3号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの30件及び本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 「なし」 の声を確認 )

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

( 「なし」 の声を確認 )

以上で、「討論」を終わります。

## 日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第 92 号「平成 28 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 92 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 93 号「平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」から、議第 95 号「平成 28 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」までの 3 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 93 号から議第 95 号までの 3 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 96 号「隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例」及び議第 116 号「隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例」から議第 120 号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」までの計 6 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 96 号及び議第 116 号から議第 120 号までの計 6 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 101 号「指定管理者の指定について〔西郷港埠頭立体駐車場〕」から議第 115 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町鮮魚運搬船(第八姫島)〕」までの 15 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 101 号から議第 115 号までの 15 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 121 号「工事請負契約の締結について〔屋内温水プール大規模改修工事(建築主体)〕」から議第 122 号「工事請負契約の締結について〔屋内温水プール大規模改修工事(機械設備)〕」までの 2 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 121 号から議第 122 号までの 2 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に同意案件の採決を行います。

この採決は、無記名投票で行います。

これより、同意第 1 号「隠岐の島町副町長の選任同意について」を採決します。

ここで、大庭総務課長の退室を求めます。

( 大庭総務課長退室 )

議場の出入り口を閉めます。

( 議 場 閉 鎖 )

ただ今の出席議員は議長を除き 13 名です。

立会人を指名します。

隠岐の島町会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番：池田賢治議員、3番：安部大助議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。○×などは無効となります。

( 投票用紙の配付 )

投票用紙の配付漏れはありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

「異状なし」と認めます。

ただ今から、投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

( 局長が議席番号及び氏名の点呼 )

( 全 員 投 票 )

投票漏れはありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終ります。

開票を行います。

池田賢治議員、安部大助議員、開票の立会をお願いします。

( 開 票 )

開票の結果を報告します。

投票総数13票、うち有効投票13票、無効投票0票、有効投票のうち賛成票12票、反対票1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で、同意第1号の採決を終ります。

大庭総務課長の入室を許可します。

( 大庭総務課長入室 )

ここで、先ほど副町長に選任されました、大庭総務課長のあいさつをお願いします。

番外：大庭総務課長

### ○番外（ 総務課長 大庭孝久 ）

ただ今、選任同意をいただきましてありがとうございます。この話を池田町長の方からいただきましたときに、私には荷が重いと、自分の能力に対して非常に不安を覚えまして固辞させていただいておりました。しかし、光栄なことに再三にわたり町長の方からお言葉をいただき逃げてばかりはいられないということで決心をさせていただきました。私の務めは町長を補佐し町の振興のために職員と一丸となって、垣根や壁をつくらぬ職員づくり、それと役場づくりだというふうに思っております。もとより微力ではございますが、ここにいらしゃいます課長と共に精一杯努めさせていただくことをお約束し挨拶いたします。ありがとうございました。

### ○議長（ 高宮陽一 ）

次に、同意第2号「隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について」を採決します。

議場の出入り口を閉めます。

( 議場閉鎖 )

ただ今の出席議員は議長を除き13名です。

立会人を指名します。

隠岐の島町会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番：石橋雄一議員、5番：前田芳樹議員を指名します。

投票用紙を配ります。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。○×などは無効となります。

( 投票用紙の配付 )

投票用紙の配付漏れはありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

「異状なし」と認めます。

ただ今から、投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

( 局長が議席番号及び氏名の点呼 )

( 全 員 投 票 )

投票漏れはありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終ります。

開票を行います。

石橋雄一議員、前田芳樹議員、開票の立会をお願いします。

( 開 票 )

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票、うち有効投票 13 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成票 11 票、反対票 2 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第 2 号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で、同意第 2 号の採決を終ります。

次に、同意第 3 号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

よって、同意第 3 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、「採決」を終ります。

## 日 程 第 5. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、1 件の議案が議員提案されました。隠岐の島町議会会議規則第 14 条に規定しています要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

発議第2号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

16番：安部和子議員

### ○16番（安 部 和 子）

発議第2号 「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年12月22日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 安 部 和 子

賛成者 隠岐の島町議会議員 齋 藤 幸 廣

賛成者 隠岐の島町議会議員 安 部 大 助

隠岐の島町議会議長 高 宮 陽 一 様

発議第2号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提案理由の説明を行います。

現在、全国の町村議会が抱えている問題のひとつとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では、議員のなり手不足が深刻化しているところであります。

昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割にあたる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上にあたる89町村では無投票当選となり、なかでも4町村では定数割れという状況でございました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において特に、今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も、議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにする事で、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終ります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。



**○議長（高宮陽一）**

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発議第2号の「質疑」を行います。

「質疑」はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

「討論」はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立 全員 ）

起立「全員」であります。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

**日 程 第 6. 隠岐の島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙**

「隠岐の島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により議長の指名推選により行いたいと存じます。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は議長の指名推選によることに決定いたしました。

それでは、隠岐の島町選挙管理委員会委員として、谷口桂介氏、大上博人氏、村上和弘氏、西山哲男氏の以上4名を、補充員には、松井忠弘氏、灘脇守氏、嶽野慶子氏、齋藤忠則氏の以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今指名した方々を当選人として定めることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、ただ今指名いたしました方々が、隠岐の島町選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

ただ今当選されました補充員については、補充の順序を定めなければならないと規定されております。

よって、補充員の順序についてお諮りします。

西郷、布施、五箇、都万の各地区の委員が欠けた場合は、それぞれの地区補充員がその地区の委員になることにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なしの声」を確認 )

「異議なし」と認めます。

以上で、「隠岐の島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を終ります。

## 日 程 第 7. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

各常任委員長・特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終ります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成28年第4回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 11時58分 )